

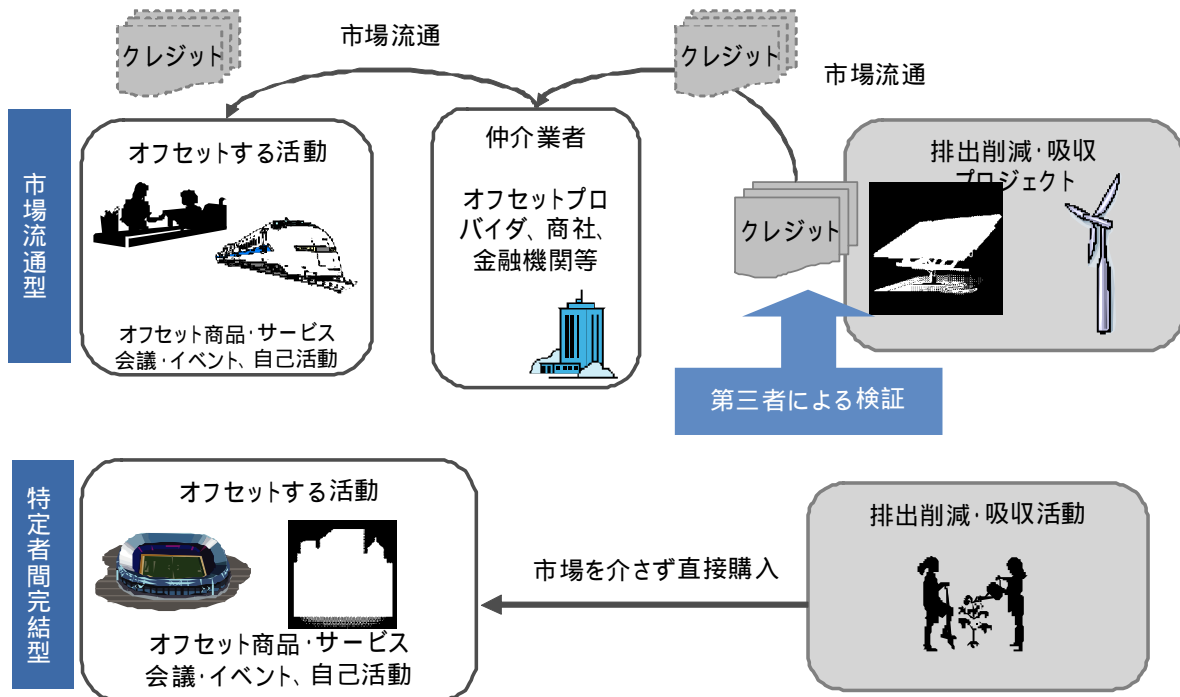
特定者間完結型カーボン・オフセットの現状

1. 特定者完結型カーボン・オフセットの定義について

2008年2月に環境省がとりまとめた「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下、「オフセット指針」）においては、我が国のカーボン・オフセットを市場を通じて広く第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセット（市場流通型）と市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット（特定者間完結型）の二つに大別している。

このうち、特定者間完結型カーボン・オフセットとは、オフセットの対象となる活動から生じる排出量を、市場を通してクレジットを購入することではなく、別途に排出削減・吸収活動を行ったり別途の排出削減・吸収活動から直接クレジットを購入することによりオフセットするような取組をいう。

一般的に、特定者間完結型カーボン・オフセットは、市場流通型のクレジット制度にはなじまない（第三者検証コストが割高となる）国内の比較的小規模な排出削減・吸収活動への出資を促進したり、温室効果ガス削減効果が自明ではあるものの方法論（算定方法やモニタリング方法）の策定が困難な排出削減・吸収活動への出資や参加を促進するものであり、市場流通型のカーボン・オフセットを補完する機能を有している。



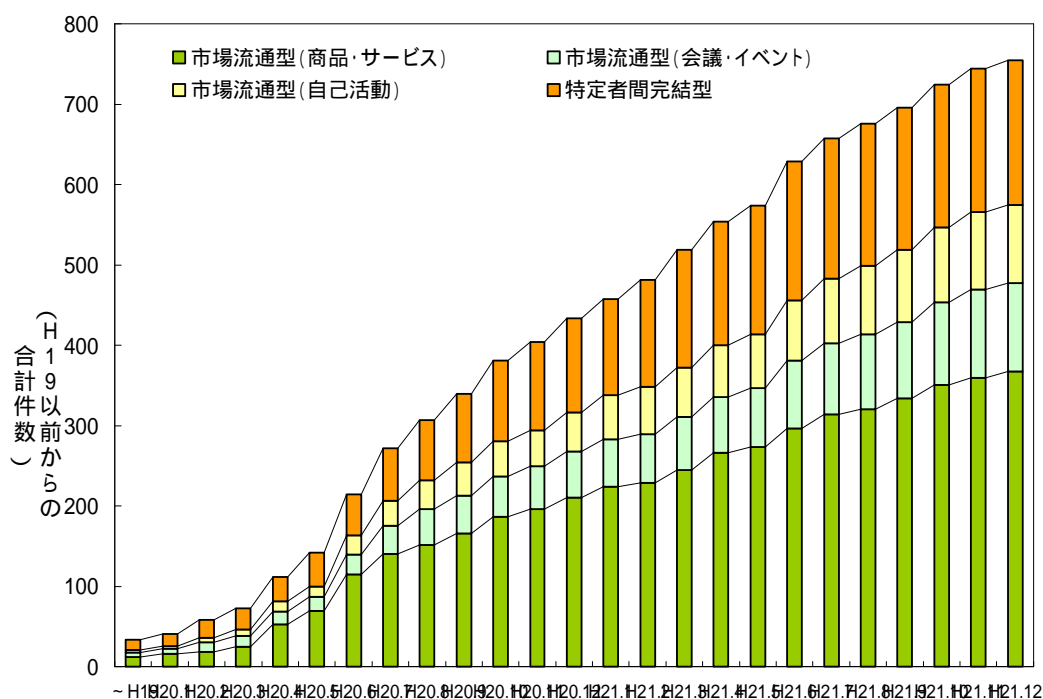
出典：「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」に基づき MURC 作成
市場流通型と特定者間との差を明示するため、取引の詳細は省略

図 1 市場を通じたオフセットと市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセットの違い

2. 特定者間完結型カーボン・オフセットの現状

(1) 取組件数の推移と特徴

特定者間完結型カーボン・オフセットの取組件数の推移を図2に示す。2009年12月末現在、カーボン・オフセットの事例件数は約750件公表されており、このうち特定者間完結型は約264件ある¹。



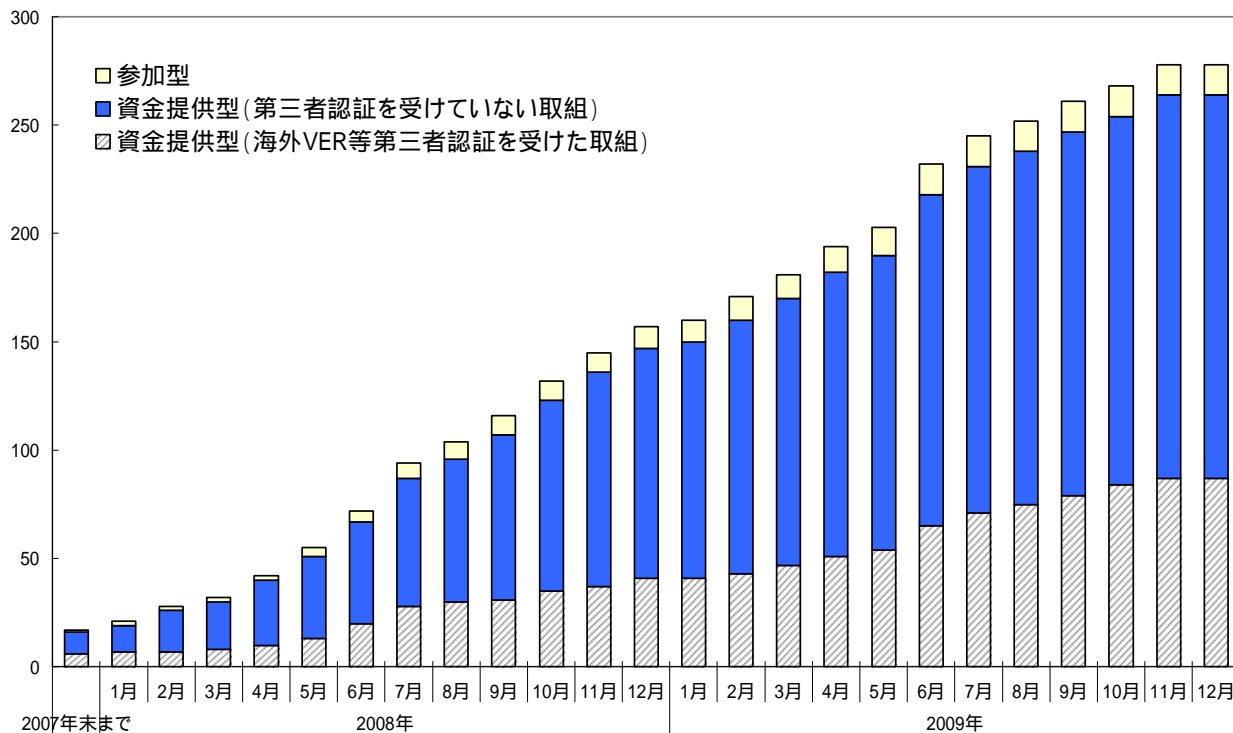
出典：カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）（2009年12月末現在）

図2 国内におけるカーボン・オフセットのタイプ別取組件数

特定者間完結型カーボン・オフセットの取組は、その目的から大きく2つのタイプに類型化できる。第一は、排出削減・吸収活動への寄付や販売価格に上乗せするような出資を促すタイプ（資金提供型）であり、250件を占める。第二は、イベント等の参加者自身が削減活動に参加を促すタイプ（参加型）であり、14件の取組がある（図3参照）。

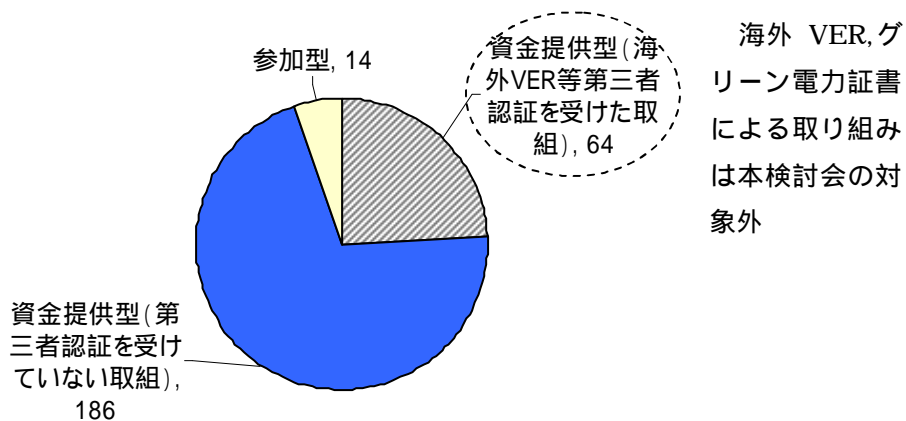
特定者間完結型の資金提供型には、第三者の認証・確認を受けた海外VERやグリーン電力証書等による取り組み64件が含まれるが、本検討会は、これらを除いた特定者間完結型カーボン・オフセットについて議論する。

¹ 特定者間完結型264件は、カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）公表の調査のうち、2009年3月に策定された「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（Ver.1.0）」の認証対象には含まれない市場流通型クレジット（海外VER等）を用いる活動を含む。



特定者間完結型 264 件の取組件数推移

図 3 国内における特定者間完結型カーボン・オフセットの取組件数



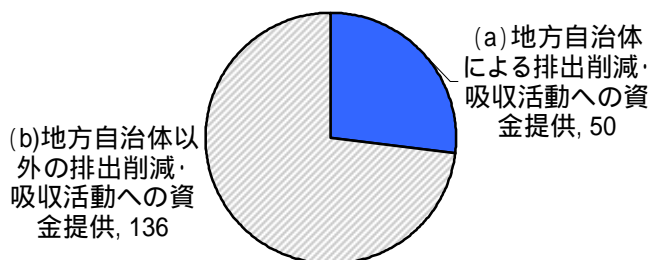
特定者間完結型 264 件の内訳

図 4 特定者間完結型の内訳

(2) 特定者間完結型カーボン・オフセットの具体的事例

排出削減・吸収活動への資金提供を促すタイプ(資金提供型)

排出削減・吸収活動への資金提供を促すタイプ(資金提供型)とは、特定者間完結型カーボン・オフセットの政策立案者(地方自治体)または地方自治体以外の主体(NGO,企業等)が実施または支援している排出削減・吸収活動への資金提供を求めるものをいう。このうち50件は、地方自治体による排出削減・吸収活動への資金提供であり、その大半は資金提供の見返りとして排出削減・吸収証書を発行(譲渡)するケースである(図5(a)地方自治体が認証・確認²をする排出削減・吸収活動への資金提供)。このほか、(b)地方自治体以外の排出削減・吸収活動への資金提供が136件ある。次に、これら資金提供の事例を示す。



特定者間完結型 264 件のうち、海外 V E R 及びグリーン電力証書による取り組みを除く資金提供型 186 件の内訳

図 5 資金提供型のパターン

(a) 地方自治体が認証・確認をする排出削減・吸収活動への資金提供

地方自治体の排出削減・吸収活動に対して資金提供を行うものには、大別すると図 6 に示す 3 つのパターンがある。

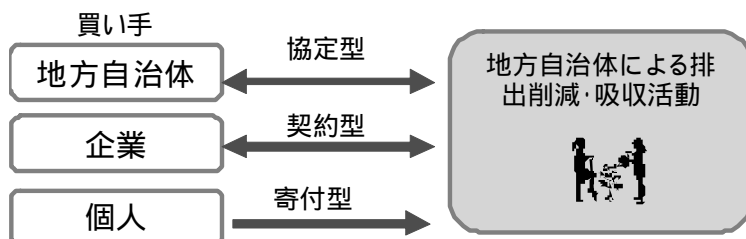


図 6 地方自治体が認証・確認をする排出削減・吸収活動への資金提供パターン

² 地方自治体においては、カーボン・オフセット募金や委員会等を設置した認証を行わない植樹活動などにおいても自治体のウェブサイト上で活動報告を公表する機会が多いことから、これを確認という。

地方自治体による排出削減・吸収活動は、森林の吸収証書発行（間伐等の森林整備に対して出資を求める「企業の森」制度において森林の CO2 吸収機能に着目した吸収証書を発行し、CSR 報告書等にその吸収量を記載できる地方自治体等の制度）や植樹・森林整備等への資金提供、あるいは地方自治体による太陽光発電や風力発電等の排出削減事業となる³。

通常は証書の環境価値の二重使用を回避するため、転売・譲渡を禁止するとともに CSR 報告書等への記載方法を規定した表示ガイドラインを策定していることが多い。また、個人に寄付金を募るようなケースでは、募金の金額や用途を地方自治体のウェブサイト上で公表するなど透明性を確保した取組が多い（表 1 参照）。

表 1 特定者間（資金提供型）の主な取組例（地方自治体の活動への資金提供）

タイプ	オフセット主体	事業概要	備考
地方自治体間の協定	新宿区 （自己活動オフセット）	新宿区の排出量を長野県伊那市の森林整備でオフセットするもの	環境省平成 20 年度カーボン・オフセットモデル事業 参考資料 1、(2)自治体間協定(新宿区・長野市)参照
企業-地方自治体間の契約	企業	自社ビルや商品製造などの吸収証書を購入してオフセットするもの/または地方自治体の森林整備への寄付	参考資料 1、(1)高知県 CO2 吸収証書参照
企業-地方自治体間の契約	企業	自社ビルや商品製造などの吸収証書を地方自治体が発行するグリーン電力証書でオフセットするもの	環境省平成 20 年度カーボン・オフセットモデル事業 参考資料 1、(3)京都 KES 環境機構参照
個人の募金	個人	地方自治体の森林整備への寄付を募り証書を発行するもの	参考資料 1(4)表 2

資金提供型約 250 件のうち、地方自治体への資金提供の主な取組事例を例示

森林管理プロジェクトの都道府県の取組を、次項表 2 に示す。

³ なお、地方自治体の森林吸収証書の取組を踏まえて、オフセット・クレジット（J-VER）制度の森林管理プロジェクトのポジティブリスト（R001～R003）が作成された経緯がある。

表 2 地方自治体における森林吸収量の認証等の取組について

都道府県名	制度名	制度創設時期	制度(事業)概要	吸収量評価手法	証書等の活用方法
北海道	ほっかいどう企業の森林づくり	平成 19 年	「ほっかいどう企業の森林づくり」の協定を締結した企業が実施する森林整備について、当該森林による CO2 吸収量を道が認証。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
秋田県	企業による水と緑の森づくり	平成 21 年 10 月	「企業による水と緑の森づくり」の協定を締結した企業が実施する森林整備について、当該森林による CO2 吸収量を県が認証。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
千葉県	美しい千葉の森林づくり 森林整備による CO2 吸収量認証制度	平成 21 年 8 月	森林整備実施者の申請に基づき、県が審査・吸収量の認証を実施、認証書を交付。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
神奈川県	森林再生パートナー制度	平成 21 年度	企業等の寄附により森林整備を行う箇所の CO2 吸収量を県が算出し、公表する。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
新潟県	新潟県オフセット・クレジット制度	平成 21 年 5 月 (モデル事業を平成 20 年度に実施)	本制度は、国の J-VER 制度と整合した制度として、プログラム認証を取得、県内の森林整備プロジェクトの CO2 吸収量を県が認証し、国の J-VER 登録簿に「新潟県 J-VER」として登録・発行。森林整備プロジェクトの適合性等を審査するため、森林吸収源対策等の専門家からなる認証審査委員会を設置。	京都議定書のルールを準用	カーボン・オフセット(市場流通可能)
石川県	石川の森整備活動 CO2 吸収量認証制度	平成 20 年度	森林整備実施者の申請に基づき、県が審査・吸収量の認証を実施、証書を交付。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
山梨県	やまなし森づくりコミッション	平成 19 年 (認証制度は平成 21 年度から)	森林所有者と森林整備に関する協定等を締結し、県内で森づくりを行う企業等を対象に、県が森林整備等による CO2 吸収量として算出し、「CO2 吸収証書」を交付する。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
長野県	「森林の里親促進事業」CO2 吸収評価認証制度	平成 20 年 10 月	森林(もり)の里親促進事業の協賛企業が実施した間伐等の取組みを、CO2 吸収量で評価・認証。企業は、指定調査機関に委託して、間伐等の実施箇所の森林の現況を調査し、その結果を森林 CO2 吸収評価認証委員会に報告。委員会はこれを基に、当該森林の CO2 吸収量を審査し、これを受け、長野県が認証書を交付。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
岐阜県	岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例	平成 20 年 7 月	事業者が、県内において実施した、森林整備計画に基づく森林づくり活動について、県が CO2 吸収量を認定。	京都議定書のルールを準用	条例において、事業者の CO2 排出量から相殺できる CO2 吸収量として認定。
静岡県	しずおか未来の森サポーター	平成 18 年	「しずおか未来の森サポーター」協定に基づき企業が実施する森林整備等について、当該活動の実績報告書に基づき県が CO2 吸収量を算定、認定、認定書を発行。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
京都府	京都府森林吸収量認証制度	平成 18 年 10 月	企業等が京都モデルフォレスト運動等に参加して取り組んだ森林の保全整備活動について、府が指定する認証機関が二酸化炭素の吸収量に換算して認証。	京都議定書のルールを準用	府の温暖化対策条例として事業者に提出が義務付けられている事業者排出削減報告書に当該吸収量を記載できる

大阪府	アドプトフォレスト制度	平成 18 年	「アドプトフォレスト制度」(企業の森づくり)に基づき森林整備等を行う企業の活動を、府の条例に基づく温暖化対策計画書等において森林吸収量で評価するもの(特段、府が認証等を行わない。)	府が独自の算定式を用意	府の「温暖化の防止等に関する条例」に基づく「温暖化対策計画書」及び「実績報告書」において、排出削減対策の1つとして当該取組を記載できる。
和歌山県	和歌山県森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業	平成 19 年 4 月	県が実施する「企業の森づくり」事業において新たに植林された森林について、県が、検討委員会への諮問のうえ、吸収量を認証し、当該「企業の森づくり」事業において支援を行っている企業に対して認証書を発行。	京都議定書のルールを準用	県の条例等に基づく温室効果ガス削減対策への充度が可能。
岡山県	岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度	平成 21 年 4 月	県が進めている「企業との協働の森づくり」参画企業等が実践又は支援した森林整備について、岡山県二酸化炭素森林吸収評価委員会の答申を踏まえて県が認証を行い、認証書を交付。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
徳島県	とくしま協働の森づくり事業	平成 21 年 6 月	県等とパートナーシップ協定を締結した事業者からの寄付金をもとに、県等が整備した森林におけるCO2吸収量を県が認証し、事業者に対して「CO2吸収量証明書」を交付。	京都議定書のルールを準用	証明書によって証明された吸収量は、「徳島県地球温暖化対策推進条例」に基づく「地球温暖化対策計画書の削減量」として算定される。
香川県	森林の整備等によるCO2吸収量認証制度	平成 20 年 10 月	「フォレストマッチング推進事業」(企業の森づくり)に参加する企業等が実施した森林整備等の効果を県が算定・認証(認証書を交付。)	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)又は、香川県「生活環境の保全に関する条例」に基づく「地球温暖化対策計画」の中で、企業の温室効果ガス排出量から差引くことができる。(取引不可)。
高知県	高知県協働の森CO2吸収認証制度	平成 19 年 4 月	「環境先進企業との協働の森づくり事業」の協定を締結した企業が支援する森林整備について、当該森林によるCO2吸収量を県が認証し、証書を発行(県は、CO2吸収専門委員会の審査結果を踏まえて認証する。)	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
佐賀県	元気な企業の森林(もり)づくり活動支援事業	平成 20 年	「企業の森林づくりに関する協定」を締結した企業に対して、協定した森林面積に応じて県が吸収量を算出し、証書を交付。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)
大分県	企業参画の森林づくり推進事業	平成 20 年 10 月	森林づくり協定を締結した森林における二酸化炭素吸収量を県が算定し、協定締結企業に対してCO2吸収証書を交付。	京都議定書のルールを準用	CSR(広報活動)

出典：環境省作成

(b) 地方自治体以外の排出削減・吸収活動への資金提供

資金提供型には、NPO/NGO や民間機関等の排出削減・吸収活動への出資を募るものが136件あり、最も多いものが市民に対する商品・サービスの提供を通じて資金提供を募るものである。このほか、会議イベント開催時に寄付を呼びかけるものもある（図7）。

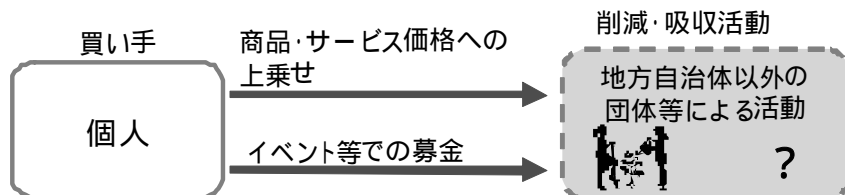


図7 民間の削減・吸収活動への資金提供パターン

表3 特定者間（資金提供型）の主な取組例
（地方自治体以外の排出削減・吸収活動への資金提供）

制度	事業概要	備考
商品・サービス(価格上乗せ)	商品や旅行サービス等の販売費用に森林整備や植林への資金提供金額を上乗せし販売するもの	参考資料1、表3
会議・イベント	スポーツ大会や環境イベント開催時に森林整備や植林への寄付金を募るもの	参考資料1、表3

資金提供型250件のうち、地方自治体以外の排出削減・吸収活動への資金提供136件の主な取組事例を例示

排出削減・吸収活動への参加を促すタイプ(参加型)

排出削減・吸収活動への参加を促すタイプ（参加型）とは、主に市民が取り組む排出削減・吸収活動への参加を呼びかけ、その活動の成果としてポイントの付与や参加者の生活や行動に伴って排出される排出量の全部または一部を埋め合わせするものをいう。

実施主体は自治体だけでなく民間企業等が多いのも特徴の1つであり、顧客とのコミュニケーション強化や営業機会増、リピーター確保等を目的に取り組んでいると考えられる。特定者間完結型のうち、14件が参加型の取組であり、下記に示すような植樹ツアーの参加者が自ら植樹を行うものが6件、イベント開催時に参加者自身が植樹を行うものが1件、企業活動に伴う排出を自社の敷地内に社員自ら植樹を行うことでオフセットする活動等が7件ある。

表4 特定者間取組例（参加型）

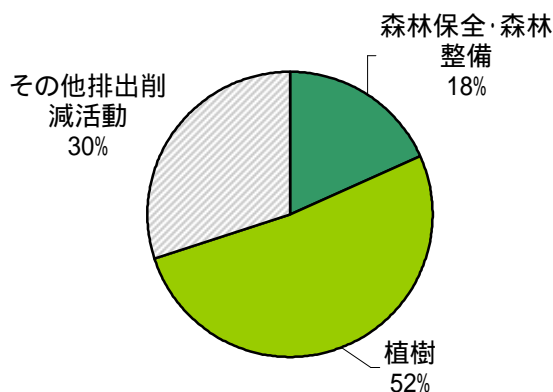
タイプ	参加主体	事業概要	備考
商品・サービス (ツアー)	シーニックバイウェイ支援センター	北海道旅行者の旅行中の乗り物移動に伴う排出を北海道内に植林してオフセット	環境省平成20年度カーボン・オフセットモデル事業 参考資料1.2、(1)参照

		するもの（旅行者自らが植林）	
商品・サービス（建物販売）	ヘーベルハウス エコぞうさん	住宅の製造に用いるヘーベル版の製造に伴う排出を、住民の削減行動でオフセットするもの	環境省平成 20 年度カーボン・オフセットモデル事業 参考資料 1. 2、(2) 参照
会議・イベント	イベント	自治体等が主催するイベントの参加者が、敷地内や別の場所で植栽を行いオフセットするもの	参考資料 1、表 5 参照
会議・イベント	研修	ツアーや学校の研修の参加者が植林活動を行いオフセットするもの	参考資料 1、表 5 参照

特定者間完結型 264 件のうち、参加型 14 件の主要な活動を例示

3. 特定者完結型カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収活動(プロジェクト)の特徴

特定者完結型カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収活動（プロジェクト）をタイプ別にみると、70%を森林管理（間伐促進、新規植林等）による吸収活動（プロジェクト）が占めている。その他の活動としては、バイオディーゼルの使用による燃料代替やサンゴの植え付け、省エネ活動などがある（プロジェクトの内訳は表 5 参照）。



特定者間完結型 264 件のうち、資金提供または参加する排出削減・吸収活動が明示されているもの約 100 件の内訳

図 8 特定者間完結型オフセットに用いられる削減・吸収事業等の内訳

表 5 特定者間完結型カーボン・オフセットの排出削減・吸収活動分野一覧

内訳	排出削減・吸収活動	管理主体
植樹	イベント参加者による植樹	民間
	ツアー参加者による植樹	民間

	自社所有敷地内への植樹	民間
	大学設備内への植樹	民間
	寄付金をもとに地方自治体が苗木を購入し市民が植樹	地方自治体
森 林 保 全・森林整備	県産材の間伐材伐採費用として寄付 (間伐で森林の成長を促しCO2吸収を促進)	地方自治体
	人工林の再生	地方自治体
	県内の森林整備	地方自治体
その他	風力発電	地方自治体
	水力発電	地方自治体
	太陽光発電	地方自治体
	サンゴの植え付け	民間
	省エネ電球への交換	民間
	バイオディーゼルの使用	民間
	廃食用油のリサイクル事業	民間

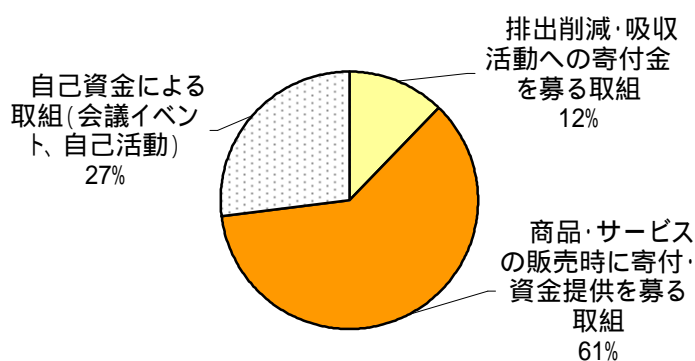
特定者間完結型 264 件のうち、資金提供または参加する排出削減・吸収活動が明示されているもの約 100 件の内訳

4. 特定者完結型カーボン・オフセットの情報提供の特徴

(1) 資金調達の観点からみた類型

特定者間完結型カーボン・オフセットの取り組みのうち、73%は一般消費者が何らかの支払いを伴う。このうち 排出削減・吸収活動への寄付を募る取り組みは全体の 12%、商品・サービスの販売時に寄付・資金提供を募る取組は全体の 61%を占める。

このほか、自社の排出量のオフセットや、無料の会議・イベントを主催者自らオフセットするような地方自治体や企業のオフセットのために自己資金で排出削減・吸収活動へ資金提供を行うものが全体の 27%ある。



特定者間完結型 264 件のうち、第三者認証を受けていない取組 200 件の内訳

図 9 特定者間カーボン・オフセットの資金調達方法の内訳

図 9 のうち、自己資金による取組には、森林の吸収証書制度や地方自治体によるグリーン電力証書の購入など、地方自治体・企業間の契約に基づく取組がある(表 6 参照)。これは、地方自治体職員が直接企業の CSR 担当者等に制度の事前説明を行い、契約書等を締結して実施するものであるため、証書の取扱いや CSR 報告書への記載などが正しく実

施されているものと考えられる。

ただし、これら地方自治体が発行する証書制度ではない、社員による植樹活動や会議・イベントの主催者による排出削減・吸収活動への資金提供については、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン (Ver.1.0)」に例示されるような誇大表示にならないよう、カーボン・オフセットの対象活動 (イベント開催時の電力使用等) や排出削減・吸収活動の算定方法に間違いがないか、確認が必要となる。

排出削減・吸収活動への寄付金を募る取組、および商品・サービスの販売時に寄付・資金提供を募る取組については、消費者支払いを求めるものであることから、次節において情報提供の観点から分析を行う。

表 6 特定者間完結型の募集方法 (自己資金による取組例)

類型	契約時の確認	販売後の通知																																						
【 寄付金を募る取組】 (地方自治体による取組)	<p>販売者：とくしま森とみどりの会</p> <p>購入者：個人 販売窓口：とくしま森とみどりの会/徳島県林業振興課/東部農林水産局、南部・西部総合県民局 販売価格：一口 1,000 円の寄付ごとに証書 1 枚を発行 (1000 円で約 80 m²間伐を実施)</p> <p>購入者：企業・団体 販売窓口：とくしま森とみどりの会/徳島県林業振興課 販売価格：1ha 当りの事業費目安を公表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備内容</th> <th>1ha 当たり事業費</th> <th>年間のCO₂吸収量</th> <th>吸収量算定の有効期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">植林</td> <td rowspan="2">スギ</td> <td>植林費</td> <td>約80万円</td> <td rowspan="3">約9.4t-CO₂</td> <td rowspan="3">× 20年間</td> </tr> <tr> <td>シカ防護柵</td> <td>約72万円</td> </tr> <tr> <td>下刈り費用 (5年分)</td> <td>約60万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広葉樹</td> <td rowspan="2">植林費</td> <td>約114万円</td> <td rowspan="3">約5.2t-CO₂</td> <td rowspan="3">× 20年間</td> </tr> <tr> <td>シカ防護柵</td> <td>約72万円</td> </tr> <tr> <td>下刈り費用 (5年分)</td> <td>約60万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間伐</td> <td>スギ 樹齢11~35年</td> <td>約14万円</td> <td>約7.5t-CO₂</td> <td>× 5年間</td> </tr> <tr> <td>スギ 樹齢16~60年</td> <td>約17万円</td> <td>約5.6t-CO₂</td> <td>× 5年間</td> </tr> <tr> <td>天然林改良</td> <td>手入れ</td> <td>約18万円</td> <td>約2.1t-CO₂</td> <td>× 5年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金を除く目安の額</p> <p>< 契約時の確認事項 > 「事業者」、「徳島県」、「とくしま森とみどりの会」の3者で協議のうえ「パートナーシップ協定」を締結 (寄付額、森林の場所、森林整備の内容を特定)</p>	整備内容		1ha 当たり事業費	年間のCO ₂ 吸収量	吸収量算定の有効期間	植林	スギ	植林費	約80万円	約9.4t-CO ₂	× 20年間	シカ防護柵	約72万円	下刈り費用 (5年分)	約60万円	広葉樹	植林費	約114万円	約5.2t-CO ₂	× 20年間	シカ防護柵	約72万円	下刈り費用 (5年分)	約60万円	間伐	スギ 樹齢11~35年	約14万円	約7.5t-CO ₂	× 5年間	スギ 樹齢16~60年	約17万円	約5.6t-CO ₂	× 5年間	天然林改良	手入れ	約18万円	約2.1t-CO ₂	× 5年間	<p>森林整備実施後、県の認証を取得した段階で証書を交付 (H21年度末公表予定)</p> <p>証明された吸収量は、「徳島県地球温暖化対策推進条例」に基づく「地球温暖化対策計画書の削減量」として算定</p>
整備内容		1ha 当たり事業費	年間のCO ₂ 吸収量	吸収量算定の有効期間																																				
植林	スギ	植林費	約80万円	約9.4t-CO ₂	× 20年間																																			
		シカ防護柵	約72万円																																					
	下刈り費用 (5年分)	約60万円																																						
広葉樹	植林費	約114万円	約5.2t-CO ₂	× 20年間																																				
		シカ防護柵			約72万円																																			
	下刈り費用 (5年分)	約60万円																																						
間伐	スギ 樹齢11~35年	約14万円	約7.5t-CO ₂	× 5年間																																				
	スギ 樹齢16~60年	約17万円	約5.6t-CO ₂	× 5年間																																				
天然林改良	手入れ	約18万円	約2.1t-CO ₂	× 5年間																																				

類型	契約時の確認	販売後の通知
【 商品・サービス販売時に寄付・資金提供を募る取組】 (レンタカー利用) 平成20年度環境省モデル事業	販売者：シーニックバイウェイ支援センター（北海道） 購入者：レンタカー利用者 販売窓口：レンタカー会社の窓口 販売価格：500円～（任意選択） < 契約時の確認事項 > ・ オフセット量の説明（早見表などを使って） ・ 代行植樹の本数確認 ・ 料金受取 証明書発行・説明書受け渡し	ウェブサイト上で植樹状況を公開 （証書に記載した証明書番号ごとに表示）
【 自己資金による取組】 契約型 （京都市内で電力消費を伴う事業、催し等） 平成20年度環境省モデル事業	販売者：京グリーン電力運営協議会 購入者：京都市内で電力を使用する主体 販売窓口：京グリーン電力運営協議会（電話、メール、ファックス申込） < 契約時の確認事項 > ・ 使用電力量（検針票のコピー等） ・ 利用期間 2009年11月に京のアジェンダ21フォーラムから京グリーン電力運営協議会に運営を移行。	ウェブサイト上で発電設備の電力量認証状況を契約番号とともに公開（年度単位）

(2) 寄付及び商品・サービス型のカーボン・オフセットの特徴

図9に示した自己資金による取り組みを除く、排出削減・吸収活動への寄付を募る取り組み、および商品・サービスの販売時に寄付・資金提供を募る取組については、消費者の支払いを求める取組であることから、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン（Ver.1.0）」に示した広告・表示の透明性について分析を行う。

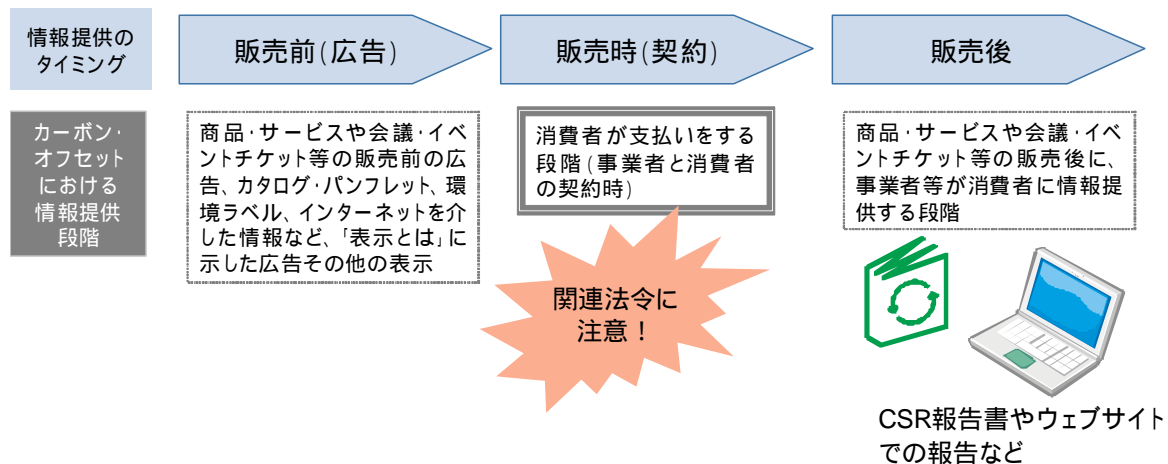
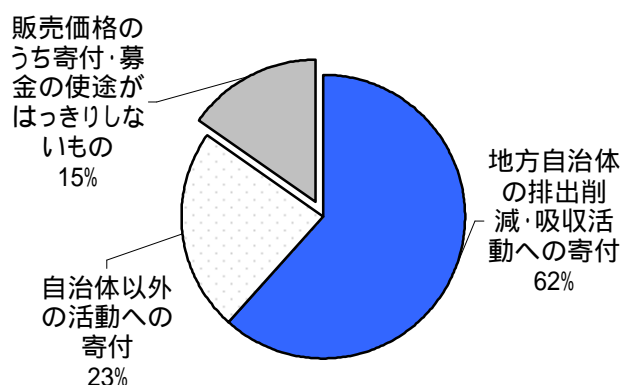


図 10 情報提供ガイドラインにおける情報提供段階

排出削減・吸収活動への寄付金を募る取組

イベント開催時における募金や地方自治体の活動への寄付など、排出削減・吸収活動への寄付を募る取組のうち、約6割は地方自治体の活動に対する寄付行為であり、募金金額や募金先は追って地方自治体のウェブサイト上で公表される場合が大半である。一方、約4割は民間機関等への募金や寄付を募るものだが、このうち資金提供先となる団体が明示されないまま資金提供を求めるケースが全体の15%を占める(図11)。

排出削減・吸収活動への寄付金を募るものの大半は、会議・イベントの開催時に参加者に募金を呼びかけるものや、参加者自身が排出削減・吸収活動に参加してカーボン・オフセット(ポイントの付与を含む)するケースとなるが、これらの活動は「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」を踏まえた情報提供が必要であると考えられる。特に情報提供の機会が限られている一日限りの会議・イベントのカーボン・オフセット等では注意が必要と考えられる。



特定者間完結型 264 件のうち、排出削減・吸収活動への寄付金を募る取組 26 件の内訳

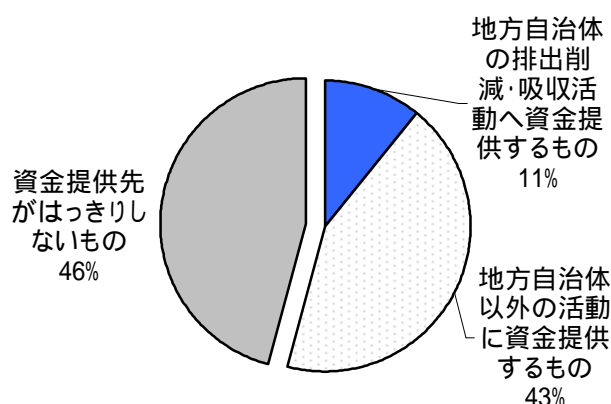
図 11 排出削減・吸収活動への寄付金を募る取組の内訳

商品・サービスの販売時に寄付・資金提供を募る取組

(a) 排出削減・吸収活動の内容

特定者間完結型カーボン・オフセットの取組のうち、商品・サービスの販売時に寄付・資金提供を募る取組は全体の61%を占める(図9)。これは、商品価格に排出削減・吸収活動への寄付が上乗せされたものや、サービス利用時に任意で証書を購入しカーボン・オフセットするような場合をいう。このような活動のうち、カーボン・オフセットの取り組みのために資金提供または参加する削減・吸収活動(寄付先の団体名など)を明確に購入者に提示し販売しているものは54%を占めるに過ぎず、資金提供先をはっきりと明示しな

いまま「植林します」「植物により吸収します」「排出削減活動へ売上げの一部を寄付します」といった不十分な表示のまま商品・サービスを販売しているケースは46%にのぼる(図12)。



特定者間完結型 264 件のうち、商品・サービス販売時に寄付・資金提供を募る取組約 120 件の内訳

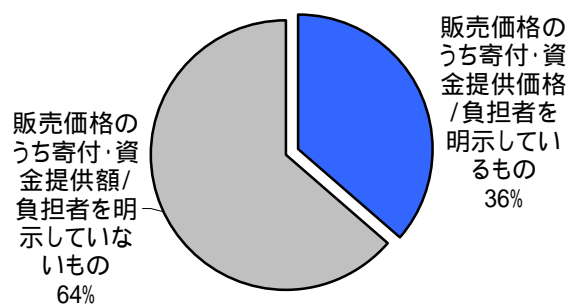
図 12 商品・サービス販売時に寄付・資金提供を募る取組の内訳

排出削減・吸収活動への寄付金を募る取組、および商品・サービスの販売時に寄付・資金提供を募る取組で述べた事例とは若干異なるものだが、排出削減・吸収活動への出資を募る事業者が特定商取引法違反となり、業務停止を受けた事例があることから、カーボン・オフセットの取組のための排出削減・吸収活動について説明が不十分な取組については、透明性のある取り組みを促進する必要がある。

(b) 寄付・資金提供金額

商品・サービスの販売時に寄付・資金提供を募るもののうち、販売価格とは別途、排出削減・吸収活動にかかる寄付金額や資金提供金額及びその負担者を明示しているものは全体の36%に過ぎない(例えば、定価100円の商品に、排出削減・吸収活動のための寄付5円を上乗せしていることを購入者に明示し105円で販売するもの)。

カーボン・オフセット商品・サービスと称して販売しながらも、寄付・資金提供金額は販売価格のうちいくらで、それを販売者側で負担するのか消費者が負担するものかを表示しないまま販売されているものは64%にのぼる(図13)。



特定者間完結型 264 件のうち、商品・サービス販売時に寄付・資金提供を募る取組約 120 件の内訳

図 13 特定者間完結型オフセットの販売手法

このような商品・サービスの販売においては、当該商品・サービスがどの程度環境に配慮したものか、また実際にどの程度の金額が排出削減・吸収活動への資金となるのかが不明確な場合が多い。市民や消費者が商品・サービスを利用・購入する際には、環境省「環境表示ガイドライン～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供のあり方～」や「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン（Ver.1.0）」を踏まえた情報提供が必要であると考えられる。特に、商品・サービスを消費者に販売する場合は、関連法令に配慮し消費者の誤解を招かないような表示を行うことが重要である。